

1. 薬学教育改革への対応

(1) 薬学教育モデル・コアカリキュラム, 薬学教育実務実習・卒業実習カリキュラム

薬学教育改革の議論の中で、コアカリキュラムの作成は大きな課題の1つです。

日本薬学会が本年4月に「薬学教育モデルカリキュラム(案)」を発表したことは既にお知らせしました。

その後、日本薬学会はこのモデルカリキュラム(案)を薬系46大学、日本薬剤師会、日病薬、文部科学省、厚生労働省等に提示し、意見を聴取しました。そして、各大学からの意見を基にコアになる項目の抽出を行うとともに一部修正を加え、9月12日に「日本薬学会薬学教育モデル・コアカリキュラム、薬学教育実務実習・卒業実習カリキュラム」として公表しました。コアカリキュラムには、モデルカリキュラムのうち、「A.全学年を通して」、「B.イントロダクション」、「C.薬学専門教育」が入っています。最終的にコアとなった項目は、当初のモデルカリキュラムの約70%ということです。コアとならなかった項目については、大学毎に特徴あるカリキュラムを編成する際の参考として、「薬学準備教育ガイドライン」、「薬学アドバンスト教育ガイドライン」として公表されました。

一方、実務実習カリキュラムについては、コアの中には入っていませんが、コアカリキュラムと並列で、言い換えれば両輪のような扱いになっています。実務実習、卒業実習の充実はその基本的な考え方に明記されており、実務実習は必修化されるものと確信しております。

この、薬学教育モデル・コアカリキュラム、薬学教育実務実習・卒業実習カリキュラムの全文については、いずれ日本薬学会ホームページ(<http://www.pharm.or.jp/>)に掲載されますのでご覧下さい。

なお、実務実習カリキュラムの作成には、日病薬薬学教育委員会が協力しています。

(2) 文部科学省「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」発足

平成14年1月21日に開催された第19回薬剤師養成問題懇談会(6者懇)で、「今後の薬剤師養成に関する諸問題について」がまとめられました。この中で、各者(文部科学省、厚生労働省、日本薬剤師会・日本病院薬剤師会、薬科大学)が検討すべき課題が整理されました(この内容については日病薬ホームページをご覧ください)。

これを受けて、厚生労働省では「薬剤師問題検討会」を立ち上げ既に検討を開始し、実務的な作業はワーキンググループで進められております。また、日病薬では実務実習の受け入れ体制の整備等をすすめております。

文部科学省も今般、標記の研究協力者会議を立ち上げました。

調査研究事項は、①薬学教育におけるカリキュラム等について、②実務実習について、③薬学教育の改善に関する方策について、④薬学に関する教育制度について、⑤生涯学習の推進方策について、⑥その他、です。

協力者には19名が就任しました。日病薬関係者としては会長(全田)、乾賢一京都大学医学部附属病院薬剤部長(京都府病薬会長)、また、日本薬剤師会からは佐村副会長が入っております(委員名簿等については日病薬ホームページをご覧ください)。

この協力者会議の第1回会議が10月2日に開催されました。原則公開で開催されることになりましたので、前もって届出をすれば傍聴ができます。

座長に、末松安晴国立情報学研究所長が、副座長に佐藤登志郎北里大学学長、野村靖幸北海道大学大学院薬学研究科長の2名が選任されました。

議事内容としては第1回ということもあり、事務局より薬学教育をめぐるこれまでの検討経緯についての説明があった後、自由討論で、各委員から3分程度の発言があっただけで、実質的な討議は行われませんでした。この際に全田が発言した要旨は次の通りです。

- これまで6者懇で議論してきたが、大学教育を司っている文部科学省に研究協力者会議が発足したことに感謝するとともに大変期待している。
- 医療現場の病院と診療所に勤務する薬剤師4万数千人の代表として発言する。
- 病院薬剤師の業務は、病棟における服薬指導や医療事故の防止、特に医薬品の事故防止に関するリスクマネージャーとしての役割など、近年大きく変わってきている。
- しかし、現在の薬学教育は、唯一の薬剤師養成機関であるにもかかわらず、薬剤師業務の変化に十分対応しているとはいえない。特に、臨床での実務実習が不十分である。

- 6者懇で日本病院薬剤師会に与えられた課題は実務実習受け入れ体制の整備であり、今、鋭意進めているところである。
- 先般日本薬学会によってまとめられたコアカリキュラムは、大変よくできている。実務実習はコアではないが、前文で記載されている通り、必要なカリキュラムと位置付けられていると認識している。
- この研究協力者会議の予定は1年とされているが、できる限り結論を急ぎ、速やかに行政に反映されることを希望する。

なお、第2回は11月15日、第3回は12月13日の開催が決まっており、重要な資料や内容については、日病薬ホームページに掲載していく予定にしていますのでご覧下さい。

2. 国立大学附属病院薬剤部問題

国立大学附属病院薬剤部の問題は、既に前回の「日病薬の最近の動き」（7月号）でお知らせしておりますが、その後の動きについて報告します。日病薬はこの問題が、国立大学病院だけの問題ではなく、公私立大病院や民間病院への影響も少なからずあるものと考え、取り組んでいますのでご理解下さい。

三井辨雄議員による衆議院厚生労働委員会での質問（5月17日）については前回ご報告しました。その後、三井議員は衆議院文部科学委員会（7月3日）においてもこの問題に絞って質問しました。

さらに、藤井基之議員が参議院厚生労働委員会（7月18日）で質問しました。これらの議事録は日病薬ホームページや衆議院ホームページ（<http://www.shugiin.go.jp/>）、参議院ホームページ（<http://www.sangiin.go.jp/>）に掲載されています。

また、家西悟議員が衆議院決算行政監視委員会第二分科会で主に輸血部の問題について質問されました。

ジャーナリスト櫻井よしこ氏は中央公論7月号で、「大学病院を食べ物にする文科省の恫喝行政」と題する論文を掲載し、大学病院改革について異議を唱えています。

これらの国会議員による質問やジャーナリストの論文だけでなく直接的な行動として、国立大学医学部附属病院薬剤部長会は8月1日、遠山文部科学大臣、青山、岸田両文部科学副大臣等に宛てた要望書を提出しました。

このような動きの中で、文部科学省は高等教育局医学教育課長名で「国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令の趣旨等について（通知）」（14高医教第9号 平成14年8月14日）を各国立大学附属病院長等に宛て通知しました。この中で、文部科学省は附属病院における薬剤に関する業務は従前以上にその重要性が増していると認識している、とした上で、今回の改正の趣旨、薬剤に関する部の廃止・統合や病院内における位置付けの変更を目的としたものでないこと、薬剤部長（教授）の定員及び管理職手当の措置を変更することは予定していない、ことなどが記載されています。全文については日病薬ホームページをご覧ください。

しかし、今回の国立学校設置法施行規則の改定では、これまで国立大学附属病院に薬剤部および薬剤部長を置くことを規定していた第18条を削除し、そして新たに第17条として「薬剤、臨床検査、手術又は放射線診療等に関する業務を集中して行うため、部を置く」としました。あたかも薬剤部を廃止して他の部署と合一させるように思わせるような改定です。薬剤部の位置付けを変えるものではない、と文部科学省が説明しても、従来独立した条文を基盤として病院長に直結する位置付けであった薬剤部が、検査部や放射線部、手術部等とともに中央診療施設部門のひとつに位置付けられ、「診療支援部」の下部組織となる可能性は払拭されておりません。

日病薬では、このような厳しい状況を勘案して、国会に対し、「国民の視点にたった良質かつ安全な医療の推進に関する請願書-国立大学病院薬剤部の組織体制の充実・強化を求める-」請願を行うこととしました。請願には多くの署名が必要ですので、各都道府県病薬会長に全面的に取り組むことをお願いしました。会員各位の多大のご協力をお願い致します。

昨年病院における薬剤師の人員配置基準に関する検討会の厳しい状況や国立大学の問題が他の病院にも拡大する可能性の高いことを認識して頂き、署名運動にご協力頂くようお願い致します。

3. 医薬品情報BOX事業への参加

日病薬では、日本薬剤師会の好意により、昨年日病薬誌6月号と一緒に「日薬情報BOXご利用の手引き」を配布し、多くの会員に利用して頂いております。

この度、日本薬剤師会から、病院薬剤師の利用も増えてきたこと等から日病薬に対し、共同で運営し、名称も「医薬品情報BOX」に変更したらどうか、という提案がありました。

日病薬としては、会員の利便性が高まることであり、賛同することとしました。詳細については、本誌綴じ込みをご覧ください。まだ登録されていない会員はこの際、是非登録して下さい。